

(参考1)

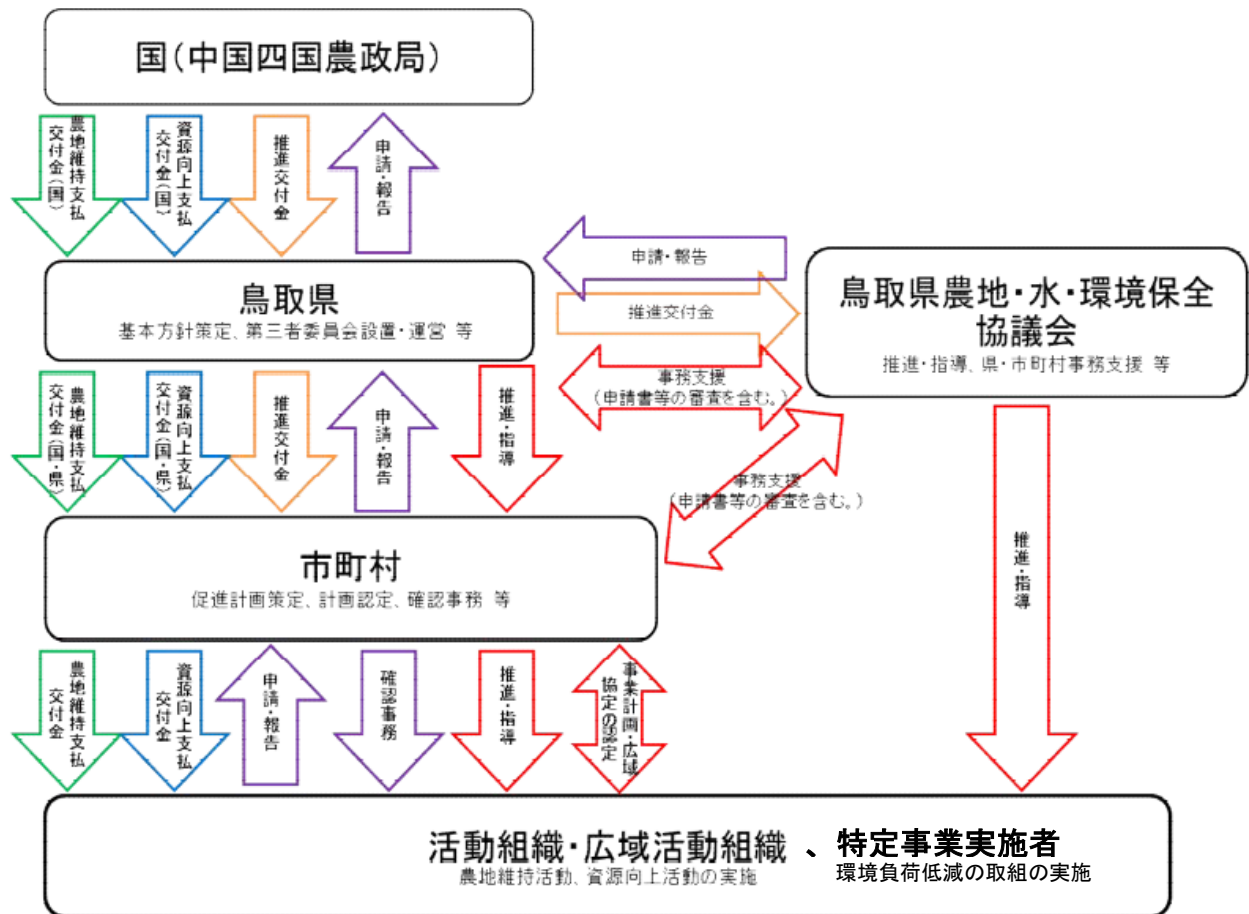
関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	鳥取県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 推進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	△	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	△	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	△	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	△	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	△	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	△	
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

△：事業内容を実施する実施主体を支援

(参考2)

実施体制図



市町村一覧

県管内	市町村名
東部農林事務所	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部総合事務所	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町
西部総合事務所	米子市、境港市、日吉津村、伯耆町、南部町、大山町、日南町、日野町、江府町